

香川県獣医学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第45号

香川県獣医学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

香川県獣医学生修学資金貸付条例施行規則（平成4年香川県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（修学資金の額） 第3条 条例第2条第2項の規則で定める額は、1月につき<u>12万円</u>とする。 <u>ただし、私立の大学において獣医学を専攻する者に対し、修学資金（条例第1条の修学資金をいう。以下同じ。）を貸し付ける場合にあっては、1月につき22万円とする。</u> （貸付けの申込み等） 第5条 略 2 前項の修学資金貸付申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。<u>ただし、貸付けを受けようとする年度に大学に入学する者にあっては、第2号に掲げる書類の添付を要しない。</u> （1）・（2） 略 <u>（3） 大学の在学証明書（学年を確認できるものに限る。）又は入学許可証の写し</u> <u>（4） その他知事が必要と認める書類</u> 3 第1項の修学資金貸付申込書の提出の期限は、<u>毎年度</u>、知事が定める。 （貸付けの方法） 第7条 修学資金は、原則として、<u>毎年度、その年度の4月以後12月分を一括して貸し付けるものとする。</u>	（貸付対象者及び修学資金の額） <u>第3条 修学資金（条例第1条の修学資金をいう。以下同じ。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において獣医学を専攻する者であつて、知事が定める日から起算して2年以内に、同法第87条第2項の規定による獣医学の正規の課程を修めて当該大学を卒業する見込みがあるものに対し、月を単位として貸し付けるものとする。</u> <u>2 条例第2条第2項の規則で定める修学資金の額は、1月につき84,000円（3月分及び9月分の額にあっては、それぞれ8万円）とする。</u> （貸付けの申込み等） 第5条 略 2 前項の修学資金貸付申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 （1）・（2） 略 3 第1項の修学資金貸付申込書の提出の期限は、<u>毎年</u>、知事が定める。 （貸付けの方法） 第7条 修学資金は、原則として、<u>毎年4月及び10月の2期に、それぞれその月以後6月分を一括して貸し付けるものとする。</u>

(条例第6条第1項第1号の規則で定める期間)

第11条 条例第6条第1項第1号の規則で定める期間は、修学資金の貸付けを受けた期間(条例第5条第2項の規定により修学資金の貸し付けられなかった期間がある場合には、当該貸し付けられなかった期間を除く。)の2分の3(第3条ただし書の場合にあっては、3分の5)に相当する期間とする。

(返還の方法)

第14条 略

2 略

3 修学資金の返還は、一括払の方法によるものとする。ただし、災害、疾病その他やむを得ない理由により一括払の方法によることが困難であると認められるときは、月賦均等払の方法によることができる。この場合においては、繰上償還をすることを妨げない。

(届出)

第17条 略

(1)・(2) 略

(3) 休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は進級できなかったため同一学年を重ねて履修する事実があったとき。

(4) 前号に係る届出をした後、復学し、又は進級したとき。

(5)・(6) 略

2 略

(条例第6条第1項第1号の規則で定める期間)

第11条 条例第6条第1項第1号の規則で定める期間は、修学資金の貸付けを受けた期間(条例第5条第2項の規定により修学資金の貸し付けられなかった期間がある場合には、当該貸し付けられなかった期間を除く。)の2分の10に相当する期間(この期間が5年に満たないときは、5年とする。)とする。

(返還の方法)

第14条 略

2 略

3 修学資金の返還は、月賦均等払の方法によるものとする。ただし、繰上償還をすることを妨げない。

(届出)

第17条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

(1)・(2) 略

(3) 休学し、又は停学の処分を受けたとき。

(4) 復学したとき。

(5)・(6) 略

2 略

第1号様式（第5条関係）

修学資金貸付申込書

年 月 日

香川県知事 殿

申込者 住 所
氏 名
電話番号

香川県獣医学生修学資金の貸付けを受けたいので、次のとおり申し込みます。

略

備考 次に掲げる書類を添付すること。ただし、貸付けを受けようとする年度に大学に入学する場合は、第2号に掲げる書類の添付を要しません。

(1)・(2) 略

(3) 大学の在学証明書（学年を確認できるものに限る。）又は入学許可証の写し

(4) その他知事が必要と認める書類

第1号様式（第5条関係）

修学資金貸付申込書

年 月 日

香川県知事 殿

申込者 住 所
氏 名
電話番号

香川県獣医学生修学資金の貸付けを受けたいので、次のとおり申し込みます。

略

備考 次に掲げる書類を添付すること。

(1)・(2) 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。